「NAGANO SCカード」利用規約

令和3年4月1日

第1条(NAGANO SCカード会員)

NAGANO SCカード(以下「会員」という。)とは、一般財団法人長野県シニアクラブ連合会(以下「県シニア連」という。)に加盟の市町村シニア(高齢者・老人)クラブ連合会(以下「市町村シニア連」という。)のシニアクラブの会員で所定の手続きを完了された方をいいます。

第2条(カードの発行と取扱い)

- (1)カードは、申込書に必要事項を記入し会費を入金された方に、県シニア連が発行します。
- (2) 会費(500円)はカード発行に伴う実費負担をお願いするもので、新規発行時の みにお願いするものです。
- (3) カードの発行にあたり、カードの裏面に氏名及びクラブ名を印字します。
- (4) カードは、会員個人に発行します。
- (5) カードの有効期限は、会員である期間です。
- (6) 市町村シニア連のシニアクラブを退会されるとカードを使用できません。
- (7)シニアクラブを退会された場合、会費の返金はできません。

第3条(カードの利用)

- (1)カードの利用は本人に限ります。ただし協力店によっては、会員の家族及び他の同伴者も同じ特典(サービス)が受けられます。
- (2) カードは、他人に貸与・譲与はできません。
- (3) NAGANO SCカード協力店一覧表をご確認の上、御希望の施設等を御利用 ください。
- (4)特典(サービス)等の内容は各協力店により異なりますので、一覧表でご確認ください。
- (5)特典(サービス)等を受ける場合は、協力店の受付で必ずカードを提示してください。
- (6) 宿泊施設をご利用の場合は、事前に契約施設へ直接お申し込みください。申込の際は必ず 「NAGANO SCカード」の会員であることを申し出てください。
- (7) 特価品、キャンペーン商品など、他割引との併用はできない場合もありますので、直接協力店にお問い合わせください。
- (8)協力店と会員間で生じた問題については、県シニア連は一切の責任を負いません。

第4条(契約施設及び特典内容の変更)

協力店及び特典(サービス)内容の変更については、ホームページにてお知らせします。

第5条 (カードの紛失・盗難等)

- (1)カードの紛失・盗難等が発生した場合は、速やかに県シニア連事務局に連絡してカード再発行の手続きをしてください。その場合、再発行手数料(500円)が必要です。
- (2) カードの紛失・盗難等によって発生した問題については、県シニア連は一切の責任を負いません。

第6条 (カードの汚損・破損)

カードの汚損・破損などにより会員の識別が不能となった場合は、カード再発行の手続きをしてください。その場合、再発行手数料(500円)が必要です。

第7条(申込住所等の変更)

申込書に記載の「氏名・住所・電話番号」が変更になった場合は、県シニア老連事務 局に連絡してください。

第8条(個人情報の取得・利用・提供及び登録に関する同意)

会員は、申込書に記入した氏名、住所、電話番号及び第7条に基づき変更された事項の情報(以下「個人情報」という)の取得・利用・提供及び登録に関し、下記の内容に同意していただきます。

- (1)会員の個人情報は、NAGANO SCカードの管理、サービスの御案内等、会員の利便性を図るために利用します。
- (2) 会員の個人情報については、必要な保護措置を行います。

第9条 (規約の変更)

本規約を変更する場合については、ホームページにてお知らせします。

第10条(その他)

本規約の解釈等に疑義が生じた場合は、県シニア連は信義誠実の原則に基づいて解決するように努め、会員はその決定に従うものとします。